

# 神戸市立神港高等学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、生徒・教職員・保護者が一体となって「いじめ」の問題に取り組むよう、以下に示す5つのポイントに重点を置いて「神戸市立神港高等学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。
- 生徒・教職員・保護者の人権感覚を高めます。
- 生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする学校内における心豊かな人間関係を築きます。
- いじめはもちろん、無神経な言動についても早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題の早期解決にあたります。
- いじめの問題について、保護者や関係機関との連携を深めます。

平成 29 年 4 月 神戸市立神港高等学校

## 1 「いじめ」の定義について

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。

## 2 教職員の姿勢について

- 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深めます。
- 生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努めます。
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図ります。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示します。
- 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努めます。
- 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ちます。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持ちます。

### 3 校内体制について

(1) いじめ問題対策委員会を設置します。

構成	
学校長・教頭・指導部長・生徒指導担当教員・学年主任・担任 等	
<実態調査・把握（事実確認）に関するチーム>	<対応に関するチーム>
担任・学年生徒指導係・学年主任 生徒指導担当教員・養護教員 等	担任・学年生徒指導係・学年主任 指導部長・生徒指導担当教員 養護教員・スクールカウンセラー 等

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行います。
- いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議して行います。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報取り扱いについて十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- 本校のいじめ対策についての取り組みの検証と改善を行います。

### 4 「いじめ」の未然防止について

クラス	学年	教科	生徒会	部活動
・HR活動 ・担任と面談 ・保護者懇談会 ・日常の観察 等	・学年集会 ・学年だより ・学年会議 ・日常の観察 等	・授業での観察 ・担任学年との連携 ・指導部との連携 等	・学校行事 ・各種委員会活動 ・啓発活動 ・ボランティア活動 等	・人間関係の把握 ・顧問と面談 ・担任学年との連携 ・指導部との連携 等
学校全体				
・職員研修 ・職員会議 ・全校集会 ・指導部会議 ・いじめアンケート 等				

#### <生徒に対して>

「いじめは決して許されないこと」という認識を、すべての生徒が持つよう様々な活動の中で指導します。

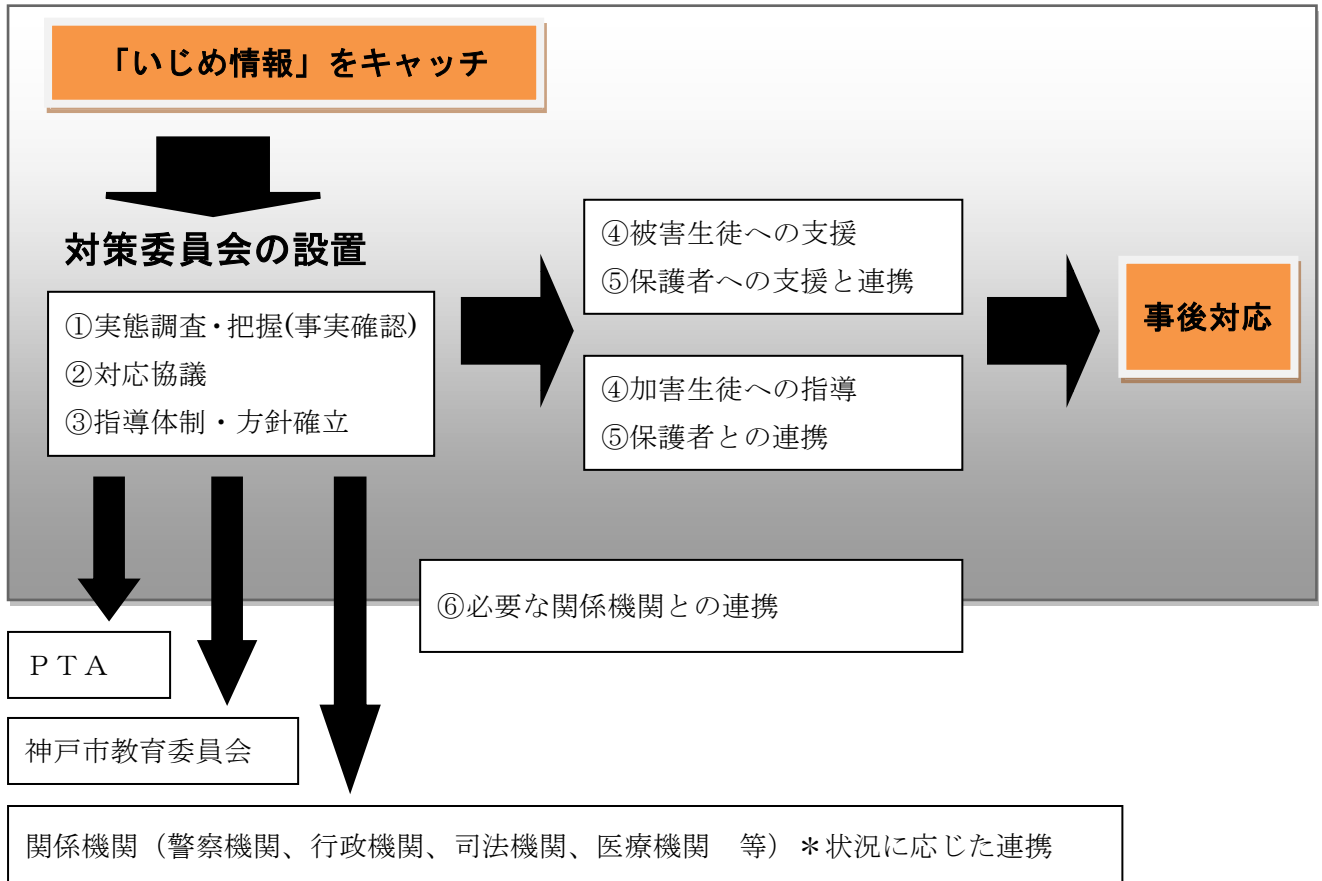
#### <学校全体として>

すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくります。

#### <保護者に対して>

「いじめ問題」の解決には、学校・家庭との連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、学年だより、等で伝えて、理解と協力を得ます。

## 5 「いじめ」の早期発見・早期対応について



- 個人面談や懇談会など、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保します。
- 日頃から、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努めます。
- 教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守ります。
- 生徒の様子をすべての教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設けます。
- 少しでも様子に変化が感じられる生徒には積極的に声かけを行い、安心感を持たせます。
- アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深めます。
- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていきます。
- いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝えます。
- いじめに関する相談を受けた教職員は、当該学年および指導部に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有します。
- 学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行います。
- 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していきます。
- 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行います。
- 状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処します。
- キャリア教育の学びの中で、コミュニケーション能力や他者理解そして、自己有用感等を獲得させ、いじめ防止、いじめ根絶へとつなげていきます。

## 6 特別な支援を必要とする生徒への配慮について

特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮します。

## 7 インターネット（LINE や twitter 等の SNS）利用によるいじめへの対応について

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルール等について、生徒や保護者に協力を依頼します。
- インターネットの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して、様々な場面を通じて生徒や保護者に啓発します。
- 情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携をすすめます。
- インターネット利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 8 保護者との連携について

- 保護者やPTAの組織と連携し、いじめを撲滅するための取り組みを進めます。
- 保護者会やPTAの会合等で学校でのいじめの現状や取り組みを発信し、家庭での協力を依頼します。

## 9 関係機関との連携について

- インターネットの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進めます。
- 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等との連携した対応をします。
- その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行います。

## 10 重大事態への対処について

- 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告します。
- 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。
- 重大事案が発生したことを真摯に受け止めて、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供します。

## 11 その他

- 学校評価においては、年度毎の取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、以後の取り組みの改善に生かします。
- この基本方針は本校の状況に応じて、神戸市立神港高等学校いじめ問題対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行います。

## 相談機関

### いじめ相談全般

- こうべっ子悩み相談「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン」
  - ・電話相談 0120-155-783 (フリーダイヤル \*078エリアのみ)  
078-361-7710 (毎日 24時間)
- 総合教育センター教育相談指導室 (不登校、学校生活、いじめ (ネットいじめ)、体罰等)
  - ・電話相談 078-360-3152・3153  
0120-790-783 (フリーダイヤル)
  - ・面談相談 078-360-3150・3151 (\*予約制)
- 青少年補導センター (不登校、学校生活、家庭生活、非行等)
  - ・電話相談 078-341-0888
- 国の「24時間子供SOSダイヤル」
  - ・電話相談 0120-0-78310 (フリーダイヤル)
- ひょうごっ子<いじめ・体罰>24時間ホットライン ひょうごっ子悩み相談センター
  - ・電話相談 9:00~21:00 (12/28~1/3は休み)  
0120-783-111 (フリーダイヤル \*携帯電話有料)  
0795-42-6004
  - ・夜間電話 21:00~翌9:00 (12/28~1/3は休み)  
0795-42-6559
  - ・面接相談 月~金の9:00~17:00 (要予約、祝日・12/28~1/3は休み)
- ヤングトーク (兵庫県警察少年相談室) 0120-786-109
- 子どもの人権110番 (神戸地方法務局) 0120-007-110
- 兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」(\*相談無料) 078-341-8227

### インターネットを通じたいじめ

- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
  - ・電話相談 06-4868-3395  
開設時間 14:00~19:00 (月~土、祝日・12/28~1/3は休み)
  - ・FAX 06-4868-3396
  - ・メール [soudan@hyogokko.npos.biz](mailto:soudan@hyogokko.npos.biz)
  - ・Webサイトからの相談 <http://hyogokko.npos.biz>

### ひきこもり・不登校・いじめ等

- ほっとらいん相談 (兵庫県青少年本部) 078-977-7555

### 自殺を考えるほどの深い悩み

- 神戸いのちの電話 078-371-4343